



令和4年9月

第82号

編集・発行
青梅市農業委員会
農政部会

青梅市東青梅1-11-1
電話(0428)22-1111

親子農業体験会
〜田植えに挑戦〜

6月18日、藤橋2丁目の水田において、農業委員会と西東京農業協同組合が共催する親子農業体験会(田植え)を行い、市内在住の親子26組59名が参加しました。

農業委員会から稲の植え方の説明を受け、いざ田んぼの中へ入ると、泥に足を取られながらも一列に並んで、みなで田植えを行いました。

はじめはゆっくりと、次第に慣れて早くなり、約700㎡の水田一面に緑のラインができました。

参加者から「楽しかった」「次もぜひ参加したい」との感想をいただき、有意義な体験会となりました。10月8日には稲刈りを予定しています。



生産緑地に関する大切なお知らせ

◎生産緑地地区の追加指定

令和5年度に生産緑地地区への指定を希望する農地等を募集しています。

◇事前相談

追加指定を希望される方は、次の期間内に必ず相談を行ってください。なお、事前相談時に必要な書類等は、市ホームページまたは申し込み時に御確認ください。

【事前相談期間】

令和4年8月1日(月)

～令和4年11月25日(金)

※土・日・祝日を除く

【申込方法・問い合わせ】

青梅市都市計画課へ電話で

事前相談日を予約

◇指定要件

生産緑地地区への指定には、市街化区域内にある農地等で、

次の要件すべてに該当する必要がある。

- ・ 公害や災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全
- ・ 等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している農地等であること。
- ・ 面積が300㎡以上の規模の区域であること。
- ・ ※隣接する他人の生産緑地や農地等との合計でも可
- ・ 現に農林業の用に供され、また、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。
- ・ 農地等利害関係人の全員が同意していること。
- ・ 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が

得られること。

◇生産緑地に指定されると

- ・ 原則30年間、農地等として適正な肥培管理が義務づけられ、農林業以外に利用はできません。
- ・ 令和6年度から固定資産税等に関する土地評価が変更されます。

※追加指定は、広報おうめ等を通じて毎年募集します。

◎特定生産緑地の指定

生産緑地地区の指定から30年を経過する日(申出基準日)を過ぎると、いつでも買取り申出することが可能となります。また、農地のままでも固定資産税等は段階的に上がり、5年目に宅地並み課税となります。特定生産緑地に指定をされ

ると、買取り申出できる時期は10年延長することとなり、これまで通り税制特例措置が継続されます。

指定手続きは、現在、令和6年度に申出基準日を迎える農地等の所有者を対象として、令和4年4月1日から開始しています。

申出基準日を過ぎると特定生産緑地の指定はできませんので、指定を希望される方は必ずお手続きください。

【指定手続期間】

令和4年4月1日～令和5

年3月31日※土・日・祝日を除く

【申込方法・問い合わせ】

青梅市都市計画課へ電話で事前相談日を予約。

認定農業者、認定新規就農者になりませんか？

認定農業者とは農業者が自ら作成した5年間の「農業経営改善計画」を市が認定した農業者のことです。

また、認定新規就農者とは、農業経営を5年以内に開始した青年等で、5年間の農業経営を「青年等就農計画」により策定し、市に認定を受けた者です。(青年とは18歳以上45歳未満の者を指します。)

認定農業者または、認定新規就農者になると、これらの者が対象である制度の利用や補助事業の活用が可能となります。

例えば、市では**農業経営改善計画等実施事業補助金制度**があります。

◎対象事業

農業経営改善計画等に基づ

いた次の事業

- ・ 農業生産技術の向上に関する事業
- ・ 販路拡大の推進に関する事業
- ・ 資源循環型農業の推進に関する事業
- ・ 市民とのふれあい農業の推進に関する事業

◎補助金額

補助金額は予算の範囲内において、50万円を限度とし、事業に要する経費の2分の1以内の額です。例年の募集は5月頃です。

認定農業者等の制度については農林水産課までお問合せください。

農業者年金の制度が変わりました

農業者年金は農業者のための年金です。自分が積み立てた保険料と、その運用実績に

より将来受け取る年金額が決まる「積み立て方式(確定拠出型)」で、掛け金は必ず受け取れます。

また、公的年金ですので保険料は、全額、社会保険料控除の対象となり、保険料の運用益も非課税であり、将来受け取る年金も公的年金等控除が適用されます。

毎年6月頃に加入者に納付状況や運用収入の配分結果および残高などをお知らせしています。

加入資格

次の3つを満たす方

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金の第1号被保険者
- ③ 20歳以上60歳未満

ただし、加入の時点で国民年金基金に加入している場合は、農業者年金に加入できません。

保険料

保険料は、月額2万円を基本とし、6万7千円まで千円単位で選択できます。また、保険料はいつでも増額・減額ができます。

なお、農業者年金に加入した場合、農業者年金の保険料とあわせて、国民年金の付加年金の加入が必要となります。是非、加入の検討をお願いします。

変更点

改正前の制度では、65歳に達した時点で年金を受給する仕組みとなっていました。改正後は、65歳以上75歳未満の方は受給開始時期を選択することが出来ます。また、75歳に達するまでに年金の支給を申請しなかった方については75歳に達した時から支給されます。

詳細は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

女性農業委員の登用について

「第5次男女共同参画基本計画」において農業委員等に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進することとされ、農業委員等に占める女性の割合の成果目標が定められました。具体的な基準として、青梅市の場合、14名の農業委員に対して、5名以上の女性を登用することが目標として定められています。青梅市農業委員会もこの目標達成に向け、活動してまいりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

青梅市肥培管理基準が
変わりました

青梅市では、農地を調査する際、その管理状況を判断するために、肥培等管理基準を作成しています。内容は、大

きく分けて、1 保全管理基準、2 肥培管理基準に分けて記載しています。

農地の適正な管理が行われず、肥培等管理基準に適合しない場合、農業委員会から指導を実施する場合があります。

今回はその中で、2 肥培管理基準に有機栽培や自然農法を実践する場合を追加しました。具体的な内容は次の通りです。

ア 野菜と草の見分けが容易である。

イ 病害虫の発生源となっていない。

ウ 近隣の畑の迷惑にならない。(雑草の種を飛ばさない等)

青梅市でも、有機栽培をする農家が増えてきていますが、隣地には迷惑が掛からないよう、雑草の処理はしっかりとするようにしましょう。

新規就農者を紹介する動画が
公開されました

市では、市内の新規就農者に焦点を当て、それぞれの「チャレンジ」を紹介するPR動画を制作し、市のYouTube公式チャンネルである「青梅市公式動画チャンネル」で公開しました。動画では3名の方がそれぞれ出演しており、新規就農に至った経緯や農業の魅力、農業に対する思いなどを力強く語っています。ぜひ御覧ください。



青梅市公式動画
チャンネルQRコード



第3次青梅市農業振興計画の
変更について

市では第三次青梅市農業振興計画に基づき農業振興の施策展開を図っています。令和3年度に発表された2020年農林業センサスの結果および植物防疫法に基づく国によるプラムポックスウイルスの緊急防除が令和3年3月31日をもって終了したことを受けて、当該計画の内容を一部変更しました。変更後の計画は市ホームページに掲載しております。

新規就農者の紹介
 トーキョートメート
 株式会社



今回は、平成30年に、新規で営農を開始し、山口さん(左)と市川さん(右)の共同代表者からなるトーキョートメート株式会社を紹介いたします。

◎これまでの経緯

トーキョートメート株式会社は「プチぷよ」という品種のトマトを専門で栽培しています。営農開始のきっかけとしては、山口さんが元々農業に興味があり、色々な農家さんを見学している中で「プチ

ぷよ」に出会い、その美味しさに感動し、山口さんが市川さんを誘い営農を始めたとのことです。また、「トーキョートメート」の名前の由来は、「ローマ字にすると、「Tokyo tometo」と名前にomeが入ること、また「プチぷよ」という甘味のある品種を売り出すにあたり、野菜のトマトとしてのイメージと一線を画したいが故にこの名前にしたとのことです。

◎営農状況

現在、今井地区にある畑でハウスを建設し、ハウス内の環境をシステムで管理することにより、年間を通して「プチぷよ」を栽培しています。栽培から出荷、販売まで作業は基本的に山口さんと市川さんの家族で行っていますが、援農ボランティアも積極的に受け入れることで、作業の負

担を減らしているとのことでした。

営農後の苦勞として、施設栽培のため、病害虫やカビの発生や、システムの水分量の調整ミスによる根腐れが起こってしまった、品質の良い「プチぷよ」を栽培することがとても大変とのことでした。また何より苦勞したこととして、「プチぷよ」は日持ちしないため、収量と販売のバランスを取ることが、経営をしているく上で一番難しいとのことでした。

現在、出荷先は、直売所を始め、農協やスーパー、飲食店など多岐にわたっています。また、収穫体験などの観光農園としての取り組みも積極的にを行っています。

◎今後の計画

トーキョートメート株式会社はプロモーションも積極的

に行っており、メディアへの出演やホームページ、インスタグラム(ID:Tokyotometo)で日々情報を発信しています。将来的には各地からの観光客で行列ができるくらいの観光農園にしたいとのことでした。また、様々な事業者と協力することで、「青梅に観光客を呼びたい」と目標を持っており、「そのためにも今後は安定した収量を確保することが課題。」と話してくれました。



【発行】毎週金曜日
 【購読料】月額700円
 (送料、消費税込)
 【申込み】青梅市農業委員会まで

栄えある受賞

【第41回農業後継者顕彰】

東京都農業会議会長賞

町田 勝彦 氏(藤橋)

原油価格高騰による補助制度について

市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰による肥料費等の高騰で影響を受けた農家等に対し、高騰分の一部について補助金を交付します(令和4年度限りの事業)。

○補助対象者

以下の項目に該当する方

- 1 青梅市内に営農地があり、市内在住の個人または市内に主たる事業所がある法人。
- 2 令和3年分の確定申告を行った方または法人としての決算を行った者であり、農産物等の販売金額が15万円以上あること。

3 令和3年度時点で営農しており、令和4年度以降も営農を継続予定の方。

○補助金交付額

令和3年分確定申告等で農業にかかる経費として申告したもののうち、①肥料費、②飼料費、③動力光熱費のそれぞれに、一定の補助率を乗じた合計金額。ただし、交付額の上限は30万円で、支給は1回限り。

○申請手続き

申請書兼誓約書、令和3年分確定申告書等の写しおよび振込先口座が確認できる書類を市農林水産課に提出。受付は11月末頃までを予定しています。申請書等の詳細は市ホームページを御覧ください。また、JA西東京に周知用のチラシ等を配布する予定です。

委員会活動日誌

(令和4年1月～7月)

■農業委員会総会

左表を参照

■農業委員会専門部会等

部会	開催回数	開催日
経営部会	第1回	3・25
農政部会	第1回	5・25
土地部会	第1回	7・25
経営部会	代掻き	6・16
経営部会	田植え	6・18

■西多摩地区会議等

西多摩地方農業委員会連合会

総会(瑞穂町)

4・13

■その他会議等

- 東京都農業委員会会長集会
- 東京都農業会議第128回通常総会(立川市) 3・17
- 全国農業委員会会長大会(渋谷区) 5・31
- 農業委員会地区別広域連携会議(瑞穂町) 7・5

委員会開催状況(令和4年1月～7月)

◎令和3年度

開催日	議案件数	会長専決処理件数
第10回(1月25日)	8件	33件
第11回(2月25日)	15件	20件
第12回(3月25日)	13件	17件
3年度(4月～3月合計)	139件	245件

◎令和4年度

開催日	議案件数	会長専決処理件数
第1回(4月25日)	6件	23件
第2回(5月25日)	18件	24件
第3回(6月27日)	15件	25件
第4回(7月25日)	10件	17件